

「少数言語のナショナリズム」批判をめぐる考察

批判の作法

塚原信行 TUKAHARA Nobuyuki

(愛知県立大学ほか・非常勤講師)

1 はじめに

スペインでは1978年憲法の第3条2項で「スペインの他の言語もまた、自治憲章に従い、各々の自治州における公用語とする」と定めた。「スペインの他の言語」とは、カスティーリャ語（スペイン語）以外の言語を指す。つまり、カスティーリャ語以外の、いわゆる少数言語の取り扱いについては、各自治州が自治憲章においてこれを定めることとなった。それまでの中央集権的国家体制から、自治州国家（El Estado Autnómico）と呼ばれる制度への移行は、1979年12月のバスクおよびカタルーニャ自治憲章成立を皮切りに集中的に進み、1983年2月を以て一応の形を整えた¹。こうした制度移行の中で、少数言語を抱えるいくつかの自治州は、その自治憲章において、これら少数言語に対して固有言語や公用語といった地位を付与した²。さらに、この地位規定に基づき自治州レベルの言語法が制定され、その言語法に基づき言語政策が行われてきた。これらの言語政策は、現在までに一定の成果を挙げてきたとすることができる。

しかし、これら言語政策に対しては常に批判があった。その多くは、カスティーリャ語を足場とする「国家＝民族＝言語」という三位一体イデオロギーの表明にとどまり、少数言語をどのように遇するか、すなわち多数派と少数派との関係をどのように規定するかという、民主主義の根幹にかかわる真摯な議論になんら資するところがないものである³。こうした批判は、「適者生存」を「優者生存」あるいは「強者生存」と読み違えた俗流ダーウィニズムや、「言語＝自然」観、「言語＝道具」観、あるいは「多数派の逆ギレ」といった「スパイス」に味付けされて展開されてきた。代表的な論者の言を参考までに挙げておこう。

まさにそうなのである。すべての言語が同じではないからといっても、どうすればよいと言うのか！世界には、1000人にも満たない人間との相互理解のためにしか役立たない言語もあれば、150万、500万、あるいは3億の人間との相互理解のために役立つ言語もある。本が書かれていない言語もあれば、多くの本が書かれた言語、本の少ない言語、ほとんど本が書かれていない言語がある。言語がコミュニケーションの道具だとしても、あるいは文化の媒体だとしても、それぞれの価値というのは完全に計測できるのである。この現実こそ、政治家が従うべきものであって、幻覚や思いこみ、また擁護不可能な偽りの平等主義に従ってはならない。なぜなら、平等主義は人間にだけ適用できる原理であって、たんなる道具でありモノである言語には決して適用できないからである。[Salvador1992:83]

この前段では、言語的平等主義（igualitarismo lingüístico）が信じられないほど極端に一般化したと憂う部分があり、引用部はこれに続くものである。社会言語学的な常識からすれば、あまりにも批判すべき点が多すぎてコメントに困る程だが、一点だけ指摘しておけば、言語的平等とは、そもそも言語というものに関しての人間の平等という概念であるのだから、「平等主義は人間だけに適用できる原理」という主張は意味がない。こうした言い方が許されるなら、「平等主義は人間にだけ適用できる原理であって、たんなる概念である権利には決して

適用できない」という言い方もできるが、これが屁理屈以外の何者でもないことは明らかである。ところで、この言葉は、決して一市井人の戯れ言というわけではない。これは、「言語政策」というタイトルのもと、1988年4月7日に、スペイン王立アカデミーにおいて、アカデミー会員のサルバドール（Salvador, Gregorio）によって行われた講演の一部である。サルバドールは著名な言語学者であり、現在はアカデミーの副会長を務める。講演の内容としては、少数言語を抱える自治州において行われている言語政策が、「共通語」であるカスティーリャ語に対抗（あるいは反抗）するものであるとして、これを批判する、というよりは貶すものである。講演全体にわたって、引用部に劣らぬ酷い理屈が並べ立てられているのであるが、精神衛生上良くないので、ここではこれ以上の引用を控える。ともかくも、言語的不平等に関するこうした「開き直り」が、カスティーリャ語に関する規範を決定する王立アカデミーの副会長によって公に表明されているということだけを頭に入れておこう。

にもかかわらず、言語的リアリズムに対しておおっぴらに、あるいは秘密裏に戦いを挑むというのは、普通のことではない。言語的リアリズムとはつまり、機会獲得に有利と考えられる言語に乗り換えるという話者の利益のことである。一般的には、リアリストをもっとも引きつける言語はスペイン語であり、誰もスペイン語を失ったり、十分に習得できないままにすることに興味はない。（引用者注：下線部は原文ではイタリック）[Lodares2000:266]

これは、やはり言語学者で、マドリード自治大学教員（当時）のロダレス（Lodares, Juan Ramón）による「ポリグロット天国」というタイトルの本の一部である。この本は出版前から、スペインを代表する日刊紙El Paísで特集が組まれ（2000年1月16日日曜版9-10面）、出版後もそれなりの反響を呼んだ。ロダレスはこの本において、スペインは中央集権主義的国家であったという見方は誤っていると主張し、ゆえに政治的統一のための言語としてスペイン語が普及させられたという見方も否定する。そもそもスペインには多言語が併存することを良しとする伝統的意識があり、現在のスペインにおける多言語状況は、そうした伝統的意識への回帰に他ならないと言う。つまり、国家の「配電システム」（アンダーソン）としてのスペイン語の普及という見方を排し、スペイン語が普及したのは、スペイン人が持っていた相互理解への関心とその必要性のために他ならないとする。

これもまた、一体どこから手をつけてよいのかわからないほど倒錯した議論であるが、とりあえず、ロダレスの「言語的リアリズム」の議論には、話者個人に対して言語乗り換えを促す誘因がどのように形成されるのかという点に関する考察がまったく抜け落ちていることを指摘しておけば十分だろう。個々の話者は自分の利益を最大化するべく言語乗り換えを行うというその現象だけを見れば、そこには経済しか見えないかもしれないが、それはロダレスには「政治」が見えていないという話に過ぎない。乗り換えが経済的な優位をもたらすという状況が政治的に形成されるということを考えたことはないのだろうか。そもそも、国家が形成されていく過程において経済が無関係であったためしがあっただろうか。ともあれ、こうした水準の議論に依拠しつつ、言語政策に対して次のような評価を下す。

1978年のスペイン（引用者注：現憲法制定時）には、本質的には言語に関する問題は存在しなかった。問題は、言語をどうしたらよいかわからずにいた特定のスペイン人達が抱えていたに過ぎなかった。そして次のような偏見に基づき行動した。その偏見とは次のようなものである。ある言語が共通語となり、それはアメリカ大陸へも持ち込まれたが、それは、人びとの持つ関心や必要性によるものではなく、古のカスティーリャの王達と現代の独裁者達がそうすることに固執し、スペイン語以外のあらゆる言語を禁止したからである。（中略）

このようにして、異常な状態（実際にはそうではなかったが）を修正するために言語「正常化」法が起草されていった。ヨーロッパのいかなる国でも経験したことがないような盛りあがりを見せつつ、言語に関する法律ができたが、その法律によって実現が目指されていたことはよくわからないものであった。あるスペイン人達がある言語を習得すること、あるいは、言語政策のガイドラインを定めた者達によれば、ある言語によってあるスペイン人達が支配されることかもしれなかった。[Lodares2000:262]

だが、大同小異のこれに類する批判は、スペインにおけるさまざまなメディア上で観察することができる⁴。

これらの批判とは一線を画していたように見えたのが「バベル・フォーラム」による批判である。新聞の投稿欄等を舞台に、バベル・フォーラムの主張に賛同する者と反対する者の間で散発的に論戦が行われたこともあり、バベル・フォーラムの存在は一定の社会的認知を得ていたように思われる。しかし、その運動は、現在では見る影もない⁵。それはなぜなのか。以下では、この点の考察を通じて、少数派への批判の在り方というものに迫りたいと思う。

2 バベル・フォーラムによる批判の背景思想

バベル・フォーラムは、いわゆる知識人によって主導された市民団体であり、過去に2度の声明を発表している。最初の声明が発表されたのは、1997年4月30日のことであり、この声明は「カタルーニャの公用語の使用に関する文書 (Document sobre l'ús de les llengües oficials de Catalunya)」と名付けられていた⁶。当時、カタルーニャ議会では、2番目の言語法である「言語政策法」の制定作業が開始されており、第一の声明はこれと軌を一にして発表されたものである。第一の声明では、「カタルーニャ語はすでに正常化された」とし、カタルーニャ語を優先的に扱う現在の制度を継続することは、市民的共生を妨げるとして、これを否定する。

1998年6月20日、バベル・フォーラムは、「カタルーニャの新しいモデルのために (Per un nou model de Catalunya)」と題された第二の声明を発表する。1998年1月にはすでに「言語政策法」が施行され、新法に基づいて言語政策が進められつつある時期である。第二の声明は、そのタイトルからも見て取れるように、言語ではなく社会モデルを主要テーマとしており、言語についてはその文脈で論じられているに過ぎない。声明は、当時の自治政府首相であるジョルディ・プジョールが率いるナショナリズム政党「集中と団結 (Convergència i Unió)」に対する批判から始まり、「集中と団結」主導で形成されつつあるカタルーニャの社会モデルはカタルーニャ・ナショナリズムに基づいており、カタルーニャ社会の重要な部分（つまり、ナショナリズムの心性を共有しない者）を疎外するものだとしてこれを強く批判した上で、あたらしい社会モデルを論じる必要性をうたっている。現在までの言語政策は、カタルーニャ語を唯一の言語として義務化する意図を持つものだとし、「バイリンガル社会であるカタルーニャの実態に即し」「言語選択の自由を保障し」「(言語選択の自由を侵害しない限りにおいて) 少数言語を保護・振興する」新しい言語政策が必要だとする。

第一の声明と第二の声明は、その言及対象と内容において、基本的には別物と見るべきものであろう。第一の声明では、言語にテーマを絞り込み、広く共有されうる内容を目指したかのような抑制が見られる。しかし、第二の声明においてそうした抑制は完全に姿を消し、かわりにカタルーニャ・ナショナリズムと、その産物であると思なされる言語政策が批判されている⁷。

バベル・フォーラムの中心人物の一人はデ・カレーラス (De Carreras, Francesc) である。デ・カレーラスは、バルセロナ自治大学の憲法学の教員であり、フォーラムの立ち上げ時から関わっている。バベル・フォーラムの主張全体に少なからず影響を与えているとおぼしきデ・カレーラスの主張を以下に見てみよう。

以上の観点から、言語に関するカタルーニャでの民主的法制は、以下の原則に基づくべきと考える。第1に、カタルーニャはバイリンガル社会であり、故に、すべての市民がこの社会に完全に統合されていると実感するために、公用語はカタルーニャ語とカスティーリャ語であるべきである。しかしながら、この社会的バイリンガリズムから個人のバイリンガリズムへと移行しなければならない（法制度はこの移行を促さなければならない）。つまり、われわれは2つの言語で完全に自己表現ができるようにならなくてはならないのである。この目的の達成のためには、次の2つの条件が必要となる。まず、両言語が同様に学ばれるようになること、さらに、両言語の知識をすべての者に対して平等に要求できるようになるまでに一定の時間的猶予があること、である。過去数年の間に初等教育を終えた学生と、別の時期に別の場所で勉強した、あるいは初等教育を終了していないかもしれない市民に対して、同じことを要求はできない。時間の経過だけが、この完璧な個人のバイリンガリズム、つまり、両言語における正しい表現を可能にする。

第2に、両言語をよく知りつつも、どちらかの言語に対して個人的な選好が働く可能性は非常に高い。

この場合の選択は、完全な自由に基づいて行われるべきであり、各人の自由な自己決定に委ねられている。公権力は、私的であれ労働関係上であれ、その他のいかなる個人間関係においてであれ、特定の言語の使用を強制する法的権限を有していない。

第3に、少数言語であるという状況に応じ、カタルーニャ語は特別な配慮を受けるべきである。カタルーニャ語は、デンマーク語やスウェーデン語、ノルウェー語、オランダ語と同程度の社会的広がりを持っている。つまり、ヨーロッパレベルでは重要な重みを持っているが、拡大しつつある諸言語（その中の一つはカスティーリャ語である）を前にしては、疑いもなく弱い立場にある。よって、国家・自治州および市町村レベルでの公権力による庇護策を必要としている。しかし、こうした庇護策は、個人の権利を侵害してはならない。[Santamaría1999:130-131]

以上は、バベル・フォーラム第一の声明が出されたのと同時期である1997年4月19日に、「言語：民主主義と自由」と題して全国紙El Paísに掲載された投稿である。この内容自体、一般論としては特に突出したところのない、穏健なものであり、第一の声明のトーンと歩調を合わせるかのようなものである。では次に、第二の声明へと向かう時期のデ・カレーラスの主張を見てみよう。

この不十分な民主主義によって引き起こされたわれわれの心配は、アイデンティティに影響する次の具体的な2点において明確である。まず、バベル・フォーラムが心配していることは、アイデンティティに関する感情が政治的イデオロギーへと転化してしまうこと、社会のある一部の構成員が持つアイデンティティの印が唯一正当で固有のものに見なされ、その他のあらゆる印が固有ではないヨソモノの、すなわち正当ではない印と見なされるようになることである。次に心配なことは、ナショナリズム・イデオロギー（それを尊重はしても共有はしないのだが）が、われわれの政治機構における公式イデオロギーのカテゴリーへと達し、市民の私的活動分野までも侵食することである。[Santamaría1999:158-159]

これは全国紙La Vanguardiaに1998年1月14日付けで掲載された「バベル・フォーラム」というタイトルの投稿である。同月7日には「言語政策法」が施行されており、これをうけての内容と考えると、文中で「印」と表現されているものは、具体的には言語のことであろう。カタルーニャ・ナショナリズムへの警戒感が率直に表明されている。

よって、個人の権利（民族を構成する各個人の権利を出発点とする、民族に先立つ概念に由来するもの）と民族の権利を混同する根本的な誤りは、2つの水準で法（引用者注：言語政策法のこと）の条項に投影されている。1つは、「固有」言語を、「単一あるいは優先される」言語と混同していること、もう1つは、カタルーニャ語の正当な庇護（少数言語であるがゆえに必要なものである）と、あらゆる公共的機関（場合によっては個人間の関係）における、カタルーニャ語使用の強制とを混同していることである。

[Santamaría1999:167]

以上は、1998年1月26日付けでEl Paísに掲載された「根本的な誤り」と題する投稿である。この投稿から5ヶ月ほどあとに出される、バベル・フォーラム第二の宣言の雛形と見まがうばかりの内容である。

以上のような主張から、デ・カレーラスの立場は「反ナショナリズム」と「リベラリズム的ななにか」と言えそうである。「反ナショナリズム」についてはおそらく説明不要であろう。「リベラリズム的ななにか」とは、公権力による統制よりも個人の自由を優先せよ、というリベラリズムの主張は読み取れるものの、それ以上でもそれ以下でもないため、現代のリベラリズムの多様な展開においてどこに位置づけ可能か不明だからである。そして、この立場は、バベル・フォーラムの立場でもある。第二の宣言が提唱していたのは、「バイリンガル社会であるカタルーニャの実態に即し」「言語選択の自由を保障し」「（言語選択の自由を侵害しない限りにおいて）少数言語を保護・振興する」言語政策であったことを思い起こされたい。

3 議論の要素：実質主義、形式主義、ナショナリズム／反ナショナリズム、「リベラリズム的ななにか」

3.1 カタルーニャにおける言語政策の視点

カタルーニャにおける言語政策がナショナリズムに彩られていることは、言語法を読んだだけでもすぐに了解できる確かなことである。1983年に制定された「言語正常化法」の前文では、「カタルーニャの形成における本質的要素であるカタルーニャ語は、古い歴史的ルーツをもつ文化的統一の象徴と表現として、また意思疎通のための自然な道具として、常にその固有の言語であった。また、それは自らの大地と独自の文化に対する、カタルーニャという固有集団の忠誠をしめす証人でもあった（La llengua catalana, element fonamental de la formació de Catalunya, n'ha estat sempre la llengua pròpia, com a eina natural de comunicació i com a expressió i símbol d'una unitat cultural amb profundes arrels històriques. A més, ha estat el testimoni de la fidelitat del poble català envers la seva terra i la seva cultura específica.）」と述べられている。また、1998年の「言語政策法」前文では、「カタルーニャ語はカタルーニャの形成およびナショナルな個性の基本的な要素である（La llengua catalana és un element fonamental de la formació i la personalitat nacional de Catalunya.）」とされ、また第2条1項では、「カタルーニャ語はカタルーニャ固有の言語であり、カタルーニャを固有の集団として特徴づけるものである（El català és la llengua pròpia de Catalunya i la singularitza com a poble.）」と述べられている⁸。

そして、デ・カレーラスやバベル・フォーラムが憂うような言動が、カタルーニャ・ナショナリズムの表出として観察されることもまた、確かである。

2002年10月2日、議会における演説において、カタルーニャ自治政府首相のジョルディ・プジョールは、移民は現在のカタルーニャにおける主要な「問題要素」の一つであると明言した。先進国すべてにおいて一般化した問題についての言及であると主張しつつも、この問題は、「われわれのアイデンティティ」に影響を与えるのであり、カタルーニャにとって特別な意味を持つのだと強調した。さらに続けて次のように述べた。

「常に参照点となるべき中心的な文化があるべきだということを見失ってはならない。それは数世紀にわたりわれわれが作り上げてきた文化である。（El País, 2002年10月3日）」

[Van Dijk2003:32]

このようなナショナリズムに彩られながらも、カタルーニャにおける言語政策は、カタルーニャ語の復興・発展に大きな成果を挙げてきたことも否定できない。大きな成果を挙げることができた理由はいくつかあるが、重要なものとして、実質の重視と、それを支えてきた社会言語学的観点を挙げることができる。

実質の重視については、すでに拙稿 [塚原2004a] で論じたことがある。ここで簡単に説明しておく、カタルーニャにおける言語政策は、その開始時点から常に、実際にカタルーニャ語の社会的使用が可能となっているかどうかを問題にしてきたということである。そのために最初に取り組みされたのが、使用の前提となる知識の普及である。しばしば批判の対象となってきたカタルーニャ語イマージョン教育は、こうした文脈において実施されてきた。イマージョン教育の導入は「言語正常化法」が成立した1983年以降本格化する。1986年度、初等教育において、カタルーニャ語のみで教育を行った学校は697校で、全体の24%を占めていたが、1989年度には976校となり、全体の36%を占めた [Vila1995:25]。イマージョン教育を受けた人口の増加と、カタルーニャ語知識の

	理解する	話す	読む	書く
1986年	90.3%	64.0%	60.5%	31.5%
1991年	93.7%	68.3%	67.5%	39.9%
1996年	95.0%	75.3%	72.3%	45.8%
2001年	94.4%	74.6%	75.4%	49.1%

表1 カタルーニャ語運用能力の伸長（1996年調査報告書 [Farràs2000:32] およびカタルーニャ統計センターウェブサイト (<http://www.idescat.net>) データから作成）

普及が比例していることは、表1からも明らかである。

さらに、1998年の「言語政策法」では、1983年の「言語正常化法」と比して、「公／公共／私」という言語領域の設定が明確になり、公的および公共的領域におけるカタルーニャ語使用規定の詳細化と、その責任主体の確定がなされた。こうした措置を通じ、カタルーニャ語使用が実質的に保障される度合いが強まったと言える。このようにして、単にカタルーニャ語とカスティーリャ語を同様に扱うという形式的平等主義にとどまるのではなく、両言語間に存在する格差に対応する形で各言語の取り扱いを決定することにより、実質的平等の実現を目指してきたのである。

デ・カレーラスのように、言語政策にまわりつくカタルーニャ・ナショナリズムにばかり目が向いてしまった論者は見落としているが、実質主義とも形容できるこうした言語政策の在り方は、ナショナリズム的心性からのみ生じたものではない。その背景には、言語間の権力関係に関する社会言語学的な知見がある。

カタルーニャの社会言語学者はすでに1960年代から、言語接触・バイリンガリズム・言語取り替え (Language Shift)・ダイグロシアといった概念を検討し、そこから、言語コンフリクトを経て言語正常化概念に至る理論を展開した [塚原 2004b:137-142]。こうした一連の理論展開の根底にあったのは、ある社会における言語間の関係を、絶え間ない競合状態と捉える視点である。この視点からは、ダイグロシア状況において劣位にある言語を維持するためには、優位にある言語と劣位にある言語の間の実際の力関係に比例する形で、劣位にある言語にてこ入れを行うことが必要だという結論が導かれる。さらに、てこ入れによって得られたその状態は静的なものではなく、てこ入れによってかろうじて維持されている均衡であり、てこ入れを弱めれば、たちまち優位にある言語により押し戻されるという認識が生まれる。

この認識は、カスティーリャ語という大言語に対峙することを主要な課題とせざるを得ない、スペイン内の少数言語に関する言語政策に関しては、すくなくとも当てはまるように思われる。例えば、同じスペインのガリシア自治州におけるガリシア語復興政策について、独自のアンケート調査を行った柿原は、次のように結論づけている。

カスティーリャ語と同等の地位にまでガリシア語の地位を引き上げるという意味でのガリシア語復興のためには、ガリシア自治政府が謳ってきた「均衡の取れた二言語併用 (bilingüismo harmónico)」という考え方に基づく現行のガリシア語教育では限界があるといえる。[柿原 2006:69-70]

「均衡の取れた二言語併用」と言えば聞こえは良いが、つまりは形式的な平等主義であり、カスティーリャ語とガリシア語の間に存在する圧倒的な格差を不可視化する政治的言説でしかない。

3.2 「リベラリズム的ななか」による言語政策批判

カタルーニャ語を優先的に扱う言語政策にカタルーニャ・ナショナリズムの影響を見て取り、これを個人の自由を妨げるものだと批判するデ・カレーラスのような立論が全くの誤りだと言いたいわけではない。言語とナショナリズムに関する一般論としてはその通りであるし、そうした立論自体特に目新しいものではない。しかし、国民国家論の中で論じられてきたような、「言語＝国家＝民族」という図式に則った批判を、少数言語に対しても行うならば、そこには相応の慎重さが求められる。そうした慎重さを欠くならば、結果としては、現状の権力関係を肯定するだけの、「木を見て森を見ない」議論にしかならないからである。

デ・カレーラスの議論における慎重さの欠如をここで一点指摘しておこう。デ・カレーラスは、『固有』言語を、『単一あるいは優先される』言語と混同してはならず、また、「社会的バイリンガリズムから個人的バイリンガリズムへと移行しなければならない」と提唱する⁹。だが、カタルーニャにおける言語政策は、カタルーニャ語を優先することで個人的バイリンガリズムを実現し、それによってダイグロシアを解消するという戦略しか実質的に採ることができないように条件付けられているのである¹⁰。この点についてはすでに拙稿 [塚原 2004b] で明らかにしているので、以下にその部分を引用する。

カタルーニャ社会における「言語コンフリクト」の理論的な帰着は、カタルーニャ語によるカスティーリャ語の置き換えか、カスティーリャ語によるカタルーニャ語の置き換えのいずれかである。しかし、

1978年のスペイン憲法は、スペイン国家における言語体制に関して領域原理を採用しているため、前者の道は法制度的に閉ざされている。一方、後者への道は開かれたままである。スペイン憲法が明確に保障しているのは、カスティーリャ語の存続だけであり、カタルーニャ語をはじめとするその他の少数言語の存続はカスティーリャ語と同じ水準では保障されていない。それは許可されるにとどまっている。こうした法制度的制約下では、カタルーニャ社会における「言語コンフリクト」の**実践的な帰着**は、カタルーニャ語に関する言語正常化か、カスティーリャ語によるカタルーニャ語の置き換えのいずれかとなる。[塚原 2004b:149]

また、以上のような事情からは、カタルーニャの言語政策がとりうる最大目標は、全住民の完全なバイリンガル化とそれに基づくダイグロシア状況の解消までであり、カタルーニャ語の単一公用語化ではありえないということも理解される。全住民の完全なバイリンガル化とそれに基づくダイグロシア状況の解消が、カタルーニャの文脈における言語正常化だと言ってよいだろう。[塚原 2004b:150]

言語政策についての批判を展開しながらも、批判の対象としている言語政策についての理解は浅いと言わざるを得ない。これは、カタルーニャの言語政策をナショナリズムの産物としてしか認識しておらず、またその認識に何の疑いを持たないという慎重さの欠如を物語っている。

デ・カレーラスの、ひいてはバベル・フォーラムの立論のもう一つの問題点は、その「リベラリズム的ななにか」の陳腐さにある。デ・カレーラスおよびバベル・フォーラムは、反ナショナリズムという観点からだけでなく、リベラリズム的な観点からも、言語政策上のカタルーニャ語の優先という措置を批判しているが、少数言語へのアフーマティブ・アクション的な措置であるカタルーニャ語優先は、すぐれてリベラリズム的な問題設定である。このことからすれば、デ・カレーラスおよびバベル・フォーラムの姿勢は、自らの主張内容に沿った部分でのみリベラリズム的な議論を展開する、ご都合主義的な「つまみ食いリベラリズム」でしかなく、決して「言語的寛容」を唱えているわけではない。

4 批判の作法

最初の問いに戻ろう。なぜバベル・フォーラムによる運動は下火になったのか。

結局、社会の大部分で共有されている実感とはそぐわない、違和感のある議論だったためではないか。「社会の大部分で共有されている実感」とは、カタルーニャ語とカスティーリャ語の間の圧倒的な格差の存在である。カタルーニャの言語政策には確かにナショナリズムが色濃く反映されているが、だからといって、この格差に相応の重きを置かない議論には違和感がある、といった受け止めが大多数だったのではなかったか。とりわけ、カタルーニャ社会は、言語をめぐる言説に社会的な重要性が付与される、「社会言語学化した社会」（佐野直子）という側面を持っている。そうした社会において、少数言語であるカタルーニャ語を優先的に扱うことによって大言語であるカスティーリャ語に対峙させようと試みる言語政策を、単なるナショナリズムの産物として切って捨てる批判は、いかにリベラリズム的な味付けがされても、やはり「マズイ」と判断されたのだと考えられる。

しかも、こうした批判の在り方は、二言語間の圧倒的な格差を適切に考慮しない点において、サルバドールやロダレスらの言説となんら変わりがなく、結果的に、これら言説の抛り所であるスペイン・ナショナリズムを強化する危険性すらある。カタルーニャ・ナショナリズムを批判するあまり、スペイン・ナショナリズムに回収されるとすれば、あまりにも皮肉である。

もちろん、カタルーニャにおける言語政策に対する批判を行うべきではないと主張しているわけではない。ただ、批判を行うのであれば、その作法は守るべきであることを、自戒を込めて指摘しておきたい。カタルーニャの言語政策を批判するのに、その基本的な枠組みが理解できていないようでは適切な批判は望むべくもない。また、そのナショナリズムを批判すれば事足りるわけでもない。対立する複数の見方を止揚するための努力と葛藤が見いだされる批判こそが、建設的な批判となり得るはずである。

註

- 1 1995年3月には、北アフリカにある都市セウタとメリージャにも自治憲章が成立している。また、国家から自治州へ権限委譲については、各自治州の実情にあわせてその後も漸進的に行われており、完結したプロセスではない。
- 2 各自治州における公用語規定については、拙稿〔塚原2001:77〕を参照されたい。
- 3 もちろん、こうした言説がたいした社会的非難を浴びずに存在するという観点から考えれば、批判的言説分析(CDA)の対象としては意味があるのだが。
- 4 ごく最近では、2007年4月9日に、マドリード自治州の公営放送である TELEMADRID において放送された「二級市民 (Ciudadanos de Segunda)」という番組がある。カタルーニャにおいてカスティーリャ語話者が政策的に抑圧されており、その結果、二級市民をつくりだしているとする内容である。
- 5 その理由の一端については拙稿〔塚原2006〕で考察した。
- 6 これらの声明は、関係者による新聞への投稿や総括的文章が付され、一冊の書籍〔Santamaría1999〕にまとめられている。
- 7 この2つの声明における相違が直接の原因かどうかは明確ではないが、第一の声明に賛同者として署名していたアハ (Aja, Eliseo) は、第二の声明には署名していない。アハは自治州国家制度に関する著作〔Eliseo1999〕で知られる、バルセロナ大学の憲法学の教員である。
- 8 カタルーニャ語の nacional および poble は、英語での national と people におおよそ該当するが、これらを単純に「民族的」「民族」などとは訳すことができない、スペインおよびカタルーニャ固有の状況がある。詳細は鈴木による論考〔鈴木1998〕を参照されたい。あえて言うなら、ここでの nacional は、「様々な要素から構成される地域固有の」といったニュアンスだろうか。以上のような事情から、日本語では適当な訳語がないため、本文中の nacional は「ナショナル」とした。同じく原文の poble も、やむを得ず「固有 (の) 集団」とした。
- 9 デ・カレーラスの主張をそのまま実行に移すとすれば、明らかなダイグロシア状況において優位にある言語と劣位にある言語を同様に扱うことになるが、それでは個人的バイリンガリズムなどとても達成できないことは、ガリシア自治州の言語政策の例だけを見ても明らかなのだが…。
- 10 ただし、2006 年8 月に発効した新しい自治憲章では、それまでの自治憲章とは違い、第6 条2 項においてカタルーニャ語とカスティーリャ語を知る権利と義務を市民に対して定めている。このため、こうした状況が変わる可能性はある。

参考文献

- Aja, Eliseo (1999) , *El estado autonómico -Federalismo y hechos diferenciales-*, Alianza Editorial, Madrid.
- Farràs i Farràs, J. et al. (2000) , *El coneixement del català 1996*, Direcció General de Política Lingüística-Generalitat de Catalunya, Barcelona.
- Lodares, J. R. (2000) , *El paraíso políglota*, Taurus, Madrid.
- Salvador, G. (1992) , *Política lingüística y sentido común*, ISTMO, Madrid.
- Santamaría, Antonio (ed.) (1999) , *Fòrum Babel El nacionalisme i les llengües de Catalunya*, Edicions Àltera, Barcelona.
- Van Dijk, Teun A. (2003) , *Dominación étnica y racismo discursivo en España y América Latina*, gedisa editorial, Barcelona.
- Vila, Ignasi (1995) , *El català i el castellà en el sistema educatiu de Catalunya*, Editorial Horsori, Barcelona.
- 柿原武史 (2006) 「スペインガリシア自治州におけるガリシア語教育政策に関する一考察」 *HISPÁNICA* 第50号, 55-73.
- 鈴木昭一 (1988) 「スペインの地域と国家 ― 一九七八年憲法をめぐる議論」 宮島喬／梶田孝道編『現代ヨーロッパの地域と国家 ― 変容する〈中心－周辺〉問題への視覚 ― 』有信堂
- 塚原信行 (2001) 「言語権と言語政策評価 ― スペインの事例 ― 」『社会言語学』第1号, 「社会言語学」刊行会, 75-82.
- 塚原信行 (2004a) 「スペイン・カタルーニャ自治州の言語法に関する一考察」 *HISPÁNICA* 第48号, 日本イスパニヤ学会, 65-80.
- 塚原信行 (2004b) 「社会言語学における理論と実践 ― カタルーニャの言語政策形成における社会言語学者の関与を例に ― 」『2003 名古屋研究大会 多言語社会研究会年報』第2号, 多言語社会研究会, 136-154.
- 塚原信行 (2006) 「言語政策から言語権政策へ ― カタルーニャの言語政策を事例として」 ましこ・ひでのり編『ことば／権力／差別 言語権からみた情報弱者の解放』三元社